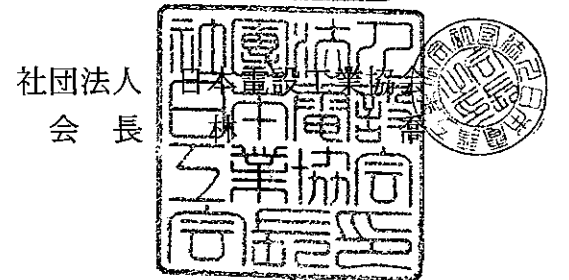
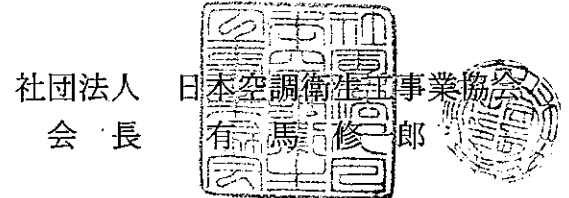
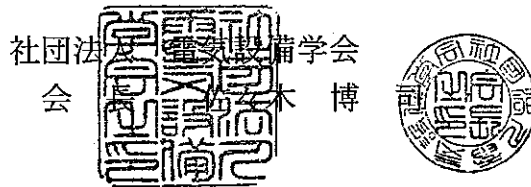
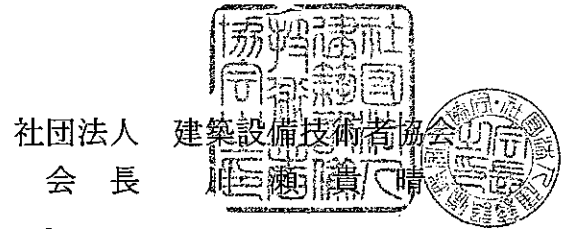
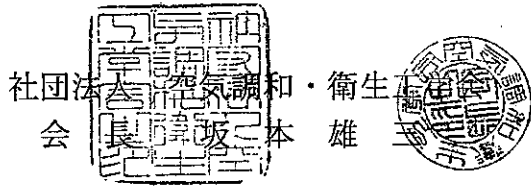


COPY

平成 22 年 12 月 24 日

国土交通大臣 馬淵澄夫 様



建築設備士への業務権限付与についての要望書

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平成 22 年 3 月 から開始された「建築基準法の見直しに関する検討会」では、多くの委員から建築設備士に業務権限を付与すべきとの意見が出されました。

この結果、検討会の「とりまとめ」においては「(4) その他の課題、④設備設計に関する意見」として、設備設計に関し業務実態と資格制度とが乖離しているとの見解に基づき、

- ・設備設計一級建築士制度において建築設備士を活用すべき
- ・建築設備士に設計・工事監理に係る一定の業務権限を付与すべき

と記載されました。

この背景には、建築設備の日々の進歩と拡大に対して、地球環境問題や省エネルギーなどの専門知識を持ち、建築設備設計を実質的に担ってきた建築設備士にその責任だけでなく権限をも併せて付与することが、より確かな設備の品質確保に繋がり 公共の利益に資するという現状認識があります。

以上の観点から、建築設備士に設備設計・工事監理の業務権限を付与していただくことを要望いたします。

つきましては、建築基準法、建築士法の改正にかかる、実務者を含めた委員会を設置し、早急に検討を開始していただくようご高配をお願いいたします。